



# 長野県報

5月26日(木)  
平成23年  
(2011年)  
第2270号

## 目 次

### 告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課) .....	1
保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課) .....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課) .....	3
基本測量の実施(建設政策課) .....	3
公共測量の実施(2件)(建設政策課) .....	4
公共測量の終了(建設政策課) .....	4
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課) .....	4
地方自治法に基づく包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間(監査委員事務局) .....	4

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課) .....	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課) .....	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(4件)(経営支援課) .....	5
土地区画整理事業の換地処分(2件)(都市計画課) .....	7
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課) .....	8

### 告 示

#### 長野県告示第385号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
城西病院	松本市城西1丁目5番16号	平成26年5月26日

医療推進課

#### 長野県告示第386号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

##### 1 保安林予定森林の所在場所

松本市刈谷原町字矢室入581の1から581の3まで、582のイ、582のロ、583の1から583の3まで、583のイ、字矢室山1042の4、

1042の17、1042の32、1042の33、1042のイの2、1042のイの12から1042のイの16まで、1042のイの19、1042のイの20、1042のイの23、1042のイの26、1042のイの28、1042のイの29、1042のイの31、1042のイの34、1042のイの36、1042のイの75、1042のロ、1042のハ、字矢室1045、1046、1051、1052のイ、1052のロ、1053から1055まで、七嵐字矢室山たまり林1055、1055の2

##### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第387号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字贊川字木賊山744の7

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

**長野県告示第388号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字贊川字樽沢2403のイの30

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

**長野県告示第389号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字贊川字花田沢1028の16、1028の17

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

**長野県告示第390号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡山形村7264のイ、字大輪子7262、7263、字唐沢7270の1、字小輪子7271、7272、7273の1、字八幡大門7274の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山形村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

**長野県告示第391号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡根羽村(次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

根羽村(次の図に示す部分に限る。)

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

**長野県告示第393号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北安曇郡小谷村(次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

**長野県告示第392号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北安曇郡白馬村(次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

**長野県告示第394号**

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

基本測量(東北地方太平洋沖地震に伴う精密測地網高度地域基準点測量)

## 2 作業期間

平成23年6月1日から平成24年2月29日まで

## 3 作業地域

長野市、上田市、諏訪市、須坂市、大町市、東御市、南佐久郡北相木村、北佐久郡立科町、東筑摩郡筑北村、下高井郡山ノ内町・野沢温泉村、上水内郡飯綱町

**建設政策課**

**長野県告示第395号**

諏訪市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量（数値撮影、数値地形図データ更新）

## 2 作業期間

平成23年4月20日から平成24年2月28日まで

## 3 作業地域

諏訪市

建設政策課

**長野県告示第396号**

御代田町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量（公共基準点整備）

## 2 作業期間

平成23年4月26日から平成23年9月30日まで

## 3 作業地域

北佐久郡御代田町

建設政策課

**長野県告示第397号**

飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量（地形図作成）

## 2 作業期間

平成22年11月16日から平成23年3月18日まで

## 3 作業地域

飯田市

建設政策課

**長野県告示第398号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成23年5月12日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
社団法人長野県エルピー ガス協会長野支部	長野市大字南長野 南県町686番地1	長野市大字南長野 南県町686番地1
社団法人長野県エルピー ガス協会松本支部	松本市大字島立 1020番地	松本市大字島立 1020番地

会計課

**長野県監査委員告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年5月26日

長野県監査委員

吉澤直亮

東方久男

柿沼美幸

平野成基

## 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
青山伸一	東京都三鷹市上連雀1丁目25番21-505号
宮本和之	東京都日野市大字上田255番地の13
木下哲	東京都荒川区荒川1丁目7番6号
阿部かおり	東京都墨田区緑3丁目23番8-902号
豊島成彦	東京都江東区亀戸5丁目17番4号

## 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成23年5月20日から平成24年3月31日まで

監査委員事務局